

別表かめおか健康プラン21（第3次亀岡市健康増進計画）策定業務「審査項目」

区分		審査項目	評価内容	配点
提案内容の採点評価	全体の評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	10点
			計画の構成や体形が明確で本市の現状や地域特性の把握や分析方法について提案が具体的にされているか	10点
		提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか	10点
		事業への意欲	業務への意欲、積極性はあるか	10点
	計画策定業務	的確性	業務内容を理解し、事業の目的に結びつく、わかりやすい説得力のある提案となっているか	10点
		実現性	計画策定に必要な知識を有し、健康増進に係る関係法令や国、府の動向を反映した具体的かつ実現可能な提案となっているか	10点
		独創性	事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか	10点
	業務実施体制	人員	提案内容を実施できる人員が確保されているか	10点
		行程	本業務を期間内に完了するため、実現可能なスケジュールが提案されているか	10点
	小計			
客観的評価項目	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか	10点	
	実施体制	亀岡市内に本店、支店、営業所があるか (本店がある：5点、支店・営業所がある3点、左記以外1点)	10点	
	価格点	価格点の満点 $\frac{\text{（提案価格のうち最低価格）}}{\text{（自社の提案価格）}}$ (20点) ×	20点	
小計				40点
合計				130点

選定委員の採点・意見

客観的評価項目
(所管課が採点)

【配点基準】

優れている	10点
標準	6点
標準に満たない	2点

※当該、審査項目の評価項目のうち「実施体制」「市内企業」「価格点」については、客観的評価項目として所管課（当該業務の事務局）において採点を行い、「全体の評価等」については、選定委員が採点及び意見陳述を行ったうえで、その取りまとめ(平均点の算出等)を所管課(当該業務の事務局)が行う。

※「価格点」「市内企業」の項目は、必須とする。